

COP 6 再開会合の評価・解説

IGES

松尾 直樹[†]

内容

1. オーバービュー	2
1.1. 背景と概要	2
1.1.1 背景	2
1.1.1 会議の概要	2
1.2. 総合評価	3
2. BONN AGREEMENT の内容と解説	5
2.1. 途上国への資金拠出	5
2.1.1. 気候変動枠組条約に基づく資金拠出	5
2.1.2. 京都議定書に基づく資金拠出	7
2.2. 技術開発および技術移転	8
2.3. 気候変動自身および対策による悪影響問題	9
2.3.1. 条約第4条8項, 4条9項の実施	9
2.3.2. 京都議定書 第3条14項関連の問題	10
2.4. 京都メカニズム	11
2.5. 土地利用・土地利用変化および林業 (LULUCF)	16
2.6. 京都議定書の遵守に関する手続きとメカニズム	20
3. ボン会合サイドイベントからの所感	22



[†] E-mail: n_matsuo@iges.or.jp. Web: <http://www.iges.or.jp>.

1. オーバービュー

1.1. 背景と概要

1.1.1 背景

1997年12月に採択された京都議定書の運用則(rules and modalities)を定める¹プロセスを、「ブエノスアイレス行動計画(BAPA; Buenos Aires Plan of Action)」と呼び、1998年COP4で採択された。この運用則は、実際に京都議定書を実施段階にうつすにあたっての規則というのみならず、先進国が自国の批准をはかるにあたって、必要なものである。

ブエノスアイレス以降、かなりインテンシブな国際交渉が続けられてきたが、はじめて世界レベルでの市場を活用したメカニズムを導入しようとする点や、京都時点で定義されていなかった吸収源の取り扱いなど、きわめて多くの点に関する技術的な意味での理解やその含意の検討、さらには政治的色彩の濃い部分の取り扱いの難しさなどの理由で、BAPAで期限とされたCOP6(ハーグ会議)では合意に至ることはできなかった。ただ、国際的な問題の重要性の認識から、COP6は延期され、2001年7月、ボンでCOP6の再開会合が行われた。

ハーグ会議からボン会議の間、米国政権が、議定書批准を目指していたクリントン・ゴア政権から、議定書には致命的欠陥があると断言する石油業界出身のブッシュ政権に替わり、京都議定書に批准しないことを表明した。この意思がきわめて硬直的であったため、国際政治的にこの気候変動問題が空転し、その将来への不透明度がいっそう深まった。実際、この超大国の離脱事件により、ボン会議が十分な成果をあげると確信していた人は、かなり少なかったであろう。

なお、米国離脱によって、議定書発効のカードを握るのは、日本とロシアとなり、この両者の行動は、世界の注目を浴びることとなった。

1.1.1 会議の概要

そのような中、非公式会合に引き続き、二週間の会期の第一週目の後半、閣僚レベル会合がはじまり、ハーグで積み残した「政治的イシュー」の解決に向けてのハイレベル交渉を行った。交渉は週末の夜を徹して行われ、最終的に月曜の正午前、「ブエノスアイレス行動計画実施のためのコアエレメント」という政治的合意(Decision 5/CP.6)を採択することに成功した

¹ 正確には、京都議定書の規則のほとんどすべては、議定書が発効して後の、議定書の締約国会合の第1回会合(COP/MOP 1)でのみ決定される。しかしながらそれ以前にどのような運用則となるか不明であれば各国の対応ができないため、COP/MOP 1に「勧告(recommend)」するという形で、運用則を事前に採択するという方法が採られようとしている。

(ボン・アグリーメント).

その後、2つの補助機関会合や、コアエレメントの修正や加筆などを巡って会議が一日空転したが、コアエレメント政治合意をベースに、2日ほどが、さまざまなルールに関する詳細部分(技術的部分)を詰める作業に充てられた。本来の意味でのBAPAの目指すものはこの詳細ルールの決定であるが、時間的制約やコアエレメントの解釈を巡っての対立などから、この技術的部分は、10月に開催されるCOP7(マラケシュ)に採択が持ち越されることとなった。ただし、技術移転や資金部分に関しては基本的な合意が成立したことを意味する決議がなされ²、これらは「このままの形で」「他の問題と一緒に」COP7において採択される予定である(シンクに関しても、かなり合意に近い段階にまで達している)。

なお、BAPAにかかわる交渉は、5つのコンタクトグループ(資金・技術移転等、京都メカニズム、吸収源、遵守、第5,7,8条問題)に分かれて行われたが、その中でも技術的性格の強い第5,7,8条問題(インベントリー方法論、情報の通報・審査)は、時間的制約から交渉が行われず、そのままの形でCOP7に持ち越しとなった。この技術的(といっても一部政治的色彩が濃いものも残っているが)課題に関しては、COP7までに各国代表によるワークショップが開催されることが決定された。

1.2. 総合評価

モーメントがなくなりかけている中で、政治的合意に決着ができたことの意義は、今後の国際的地球温暖化問題の方向性の中できわめて重要である。詳細ルールの詰めはマラケシュ送りとなったが、BAPAにも一応の回答を行い、全部の10の決定を行いことができ(脚注2参照)、会議は成功だったと言える。

ボンでの政治合意のモーメントは大きかったものの、まだその解釈やロシアの吸収源問題³などの点で「火種」は残っている。詳細ルールの技術的なポイントまで詰める時間的余裕はなかったが、Pronk議長の強調したように、政治的イシューをreopenせず、必要に応じて政治的判断を投入すれば、これはマラケシュでの二週間の会合の間で決着が付く可能性は非常に高い。

むしろ中心的課題は、COP7で立ち上がると期待されているCDM理事会⁴に関連する「実際の運用」面に移っていくと予想される(COP7までにメンバーのノミネーションが必要となっている)。

議定書の発効問題に関しては、日本の批准の点でも、政府の表現の中に「批准」という言葉が使われるようになってきたことなど、一歩前進したということは言えるであろう。ロシアは

² 決議された文書は、FCCC/CP/2001/L.2(発展途上国のキャパシティビルディング)、L.3(信任状報告の採択)、L.4/Rev.1(GEFへの追加的ガイダンス)、L.10(技術移転)、L.12(条約4条8,9項)、L.13(議定書3条14項)、L.14(条約に基づく資金)、L.15(議定書に基づく資金)、Doc.2/Add/3(AIJの継続決議)他。

³ ロシアは、政治合意が達成された後に、吸収源の上限値などに関する2種類の数値に関して留保を要求してきている(ロシアは自国のシンクに関する情報を通報していない)。この問題は、マラケシュでの政治決着がなされると考えられる。

⁴ 政治合意であるBonn Agreementには規定されているが、正式な決定はマラケシュで行われる。手続き面でCOP7で立ち上げることができるかどうかは、不透明な点は残るが、政治的意思を尊重しようとする声は、途上国、先進国とも強いはずなので、COP7で理事会が立ち上がる可能性は高いと考えられる。そのためには、候補者のノミネーション要請が、たとえばPronk議長からなされるというような場合が考えられる。

まだ国際交渉で自己の特別な状況を主張する可能性がある。米国がマラケシュまでに独自代替提案を出す可能性は低いようであるが、出してきた場合においても、手続き規則上、それがマラケシュでアジェンダに載ることはありえない(会議の 6 か月前までに提出しなければならない)。ボンでの政治合意に伴うモーメントの大きさなどから、この批准に向けての国際的トレンドに大きな障害となる可能性は大きくはないと予想される。

今回の会合での各国の得失としては、EU はアンブレラ各国に各所で譲歩しつつ、全体の会議を成功させ、モーメントを維持させるのに成功し、日本やカナダはシンク吸収分で、所期目的をほぼ達成した。発展途上国も米国の分をカウントできない割には比較的よい資金などの獲得に成功した。その意味で、Bonn Agreement の政治合意は、会議開催時点の状況(米国抜き、モーメントの喪失感)を考えた場合、納得できる妥協ラインだったと言えるであろう。

合意に至った背景には、EU の大きな譲歩の他に、Pronk 議長と各国代表との対話がハーフ以降より一層進んだこと、Estrada をシンクと京都メカニズムの両方をファシリテートする役目として多用したことなどがあろう(Estrada の決断力と、AGBM→京都の難しい交渉を乗り越えたモーメントが再現したという雰囲気を感じられた)。



2. Bonn Agreement の内容と解説

ここでは、Bonn Agreement と呼ばれる政治合意(Decision 5/CP.6)の内容に関して、その紹介と解説をこころみる(文書番号 FCCC/CP/2001/L.7)。数字や記号は、原則として Agreement に記載してある番号であるが、逐語訳ではなく、読みやすいようにいくぶん編集や説明を加えてある。

2.1. 途上国への資金拠出

米国の議定書からの離脱(条約の締約国ではある)などから、発展途上国への資金拠出は、気候変動枠組条約に基づく部分と、京都議定書に基づく部分とに分けて議論された。

なお、これらの資金拠出は、条約の既定の資金プロセス(GEF 気候変動フォーカルエリアを通じたもの)や多国間・二国間の資金拠出に「新規で追加的な」ものなければならないとしている。

解説: 日本にとっては、すでに京都イニシアティブとして拠出している資金⁵を、この対象に含めなければ、過去の「新規で追加的な」貢献をカウントできないこととなる。この点に関して、「どの時点から」新規で追加的なか、ということは、Bonn Agreement では明記されておらず、決議文書 L.14, L.15 にも記載されていない。日本は、京都以降を主張している。

2.1.1. 気候変動枠組条約に基づく資金拠出

3.

- (a) 条約実施のために、GEF の気候変動フォーカルエリアと多国間および二国間資金拠出に対して割り当てられている献金よりも新規で追加的な資金拠出を含む、資金拠出の必要性があること。
- (b) 非附属書 I 締約国が予測可能で適切なレベルの資金拠出を得られるようにすべきこと。

解説: この「予測可能性」は、米国の離脱、ODA の世界的減少傾向などへの、途上国の懸念を表しているが、その具体的方法は明記されていない。また、本来は条約の附属書 II 締約国(1992 年当時 OECD 加盟国)の資金拠出を、非附属書 II 国(すなわち途上国+旧ソ連東欧(経済移行国))に用いることになっているが、ここでは途上国(非附

⁵ 日本政府は、GEF 第 2 フェーズ(1998.7-2002.6)への拠出 4.13 億ドル(シェア 20%、米国に次ぐ)に加えて、温暖化関連での二国間支援として、COP 3 において発表した「京都イニシアティブ」に基づき、平成 10 年度から 5 年間で 3,000 人の温暖化対策関連分野の途上国における人材育成(平成 10 年度から平成 11 年度の 2 年間で約 2,800 人)、最優遇条件(金利 0.75%、償還期間 40 年)による円借款(1997 年 12 月から 2000 年 3 月までで 33 件、約 4,770 億円の供与を約束)等を実施したのをはじめ、太陽光、風力などの再生可能エネルギー施設整備のための無償資金協力等の政府開発援助による開発途上国への支援を行っている。この一桁大きな資金拠出実績が、かなり諸外国に大きな印象を与えたようである。

属書 I 国)の懸念のみが大きく採り上げられている。

- (c) 条約第 4 条 1 項, 3 項, 4 項, 5 項, 8 項, 9 項におけるコミットメント達成のために, 条約附属書 II 締約国と, そうすべき立場にあるその他の附属書 I 締約国は, 以下の経路により, 発展途上締約国に対し資金拠出を行うべきこと。
 - (i) GEF の補充増額
 - (ii) 本決定に基づき設立された気候変動特別基金(Special Climate Change Fund)
 - (iii) 二国間・多国間の経路

解説: ここでは, 経済移行国が対象となっていないばかりか, 資金拠出側として一部カウントされている。ただ, 経済移行国の中で, in a position to do so とは, どの国を指すのか不明。気候変動特別基金は, Pronk 議長による発案で, 新たな資金チャンネルとして機能することになる。Bonn Agreement では後発発展途上国基金がここに含まれていなかったが, 決議 L.14 では明示されている。

- (d) 附属書 II 締約国間の負担分担に関する適切な方法が開発される必要があること。
- (e) 附属書 II 締約国は年次ベースで資金貢献についての報告を行うべきこと。
- (f) COP が年次ベースで上記パラグラフ(e)に記載されている報告書をレビューすべきこと。

解説: Pronk 議長の調停案では, Annex I の排出量比(経済移行国は 1/2)での資金拠出が明示されていた。ただし, これには条約と議定書の資金チャンネルが分けられていなかったことや, 米国の離脱, ロシアの資金拠出拒否宣言, その他の国の資金拠出額明示への懸念などから, このような漠とした形となり, その総額(議長調停案では毎年 10 億ドル)の明示もなされなかった。その代わりとして, シェア分担の方法の開発の必要性, 毎年の報告, レビュープロセスが明示された(シェア分担の方法開発は L.14 にも明示されていない)。

COP は,

- 4. 多くの附属書 II 締約国が政治声明を通して進んで適切な資金拠出を行うことに対する決意を表明していることに言及する。

解説: 閣僚レベル会合の最後の段階の政治声明の中で, EU+カナダ+アイスランド, NZ, ノルウェー, スイスは, 2005 年までに毎年の拠出レベルを 4.1 億ドルにし, (おそらくそれ以降はその水準を維持する)ことを明言し, これらは 2008 年までに審査される(対象は条約と議定書の拠出の双方+CDM の share of proceeds)。日本は, 京都イニシアティブの京都以降の実績を紹介したが, 将来の拠出に関しては言及しなかった(ただかなり賞賛を得ていたのは, 巨額の「実績」によるもののようなものである(脚注 5))。

気候変動特別基金 (Special Climate Change Fund)

COP は以下について合意する:

- 1. GEF の気候変動フォーカルエリアに振り分けられた資金と二国間・多国間資金拠出によって資金を受けているものに対し補完的となる以下の分野についての気候変動関連の活

動・プログラム・措置に対し資金拠出を行うために気候変動特別基金が設立されるべきこと。

- (a) 適応
- (b) 技術移転
- (c) エネルギー・輸送・工業・農業・森林・廃棄物管理
- (d) 第4条第8パラグラフ(h)に記載されている発展途上締約国の経済多様化を支援するための活動

解説: 新設の気候変動特別基金の、既存資金メカニズムとの関係は「補完的」という以外は定められておらず、その資金の大きさを含め、その運用方法に関する検討はこれからの課題である。「適応」措置に関しては、GEFの第3フェーズ、気候変動特別基金、後発発展途上国基金、議定書適応基金のいずれにおいても扱うこととなるため、その運用方法が(何を行うかという中身の部分に加えて)検討を要する。

- 2. 附属書II締約国およびそうすべき立場にあるその他の附属書I締約国は基金への貢献を行うよう呼びかけられるべきであり、その基金はCOPの指導のもと資金メカニズムを運営する機関によって運用されるべきであるということ。
- 3. 上記第2パラグラフに記載されている機関に対し、この目的のために必要な手配を行うよう呼びかけること。

解説: これらの項目は、気候変動特別基金の運用はGEFが行うこと、と読める。

後発発展途上国 (Least Developed Countries)

COPは以下について合意する:

- 1. 後発発展途上国基金が設立され、その基金は後発発展途上国の作業プログラム支援のために、COPの指導のもと、資金メカニズムを運営する機関により運用されるべきこと。この作業プログラムには、国家適応行動プログラムなどが含まれるべきこと。
- 2. 上記第1パラグラフに記載されている機関に対し、この目的のために必要な手配を行うよう呼びかける。
- 3. 上記第1パラグラフに記載されている機関に対し、アクセスの促進を含め、この基金の運用に関する方法について指導を与えること。

解説: これらの項目は、後発発展途上国基金の運用はGEFが行うこと、と読める。GEF内のこれらの基金運用に当たってのクライテリアが必要であり、元来はCOPのガイダンスの下、行われることになるが、おそらくGEF側からの提案がなされるのであろう。この基金は、リヨンの補助機関会合で結成された後発発展途上国グループの要請で実現化した。ここでは、適応措置がおそらく主たるプログラムとなるであろう。カナダが早期開始のため、1000万カナダドルを拠出する(L.14)。

2.1.2. 京都議定書に基づく資金拠出

COPは

2. 資金拠出は非附属書 I 締約国が入手できるようにすべきであり、条約にもとづく貢献に対し新規で追加的なものであるということ認識する。
3. 負担分担に関する適切な方法が開発される必要があるということに合意する。

京都議定書 適応基金 (Kyoto Protocol Adaptation Fund)

COP は以下について合意する:

1. 議定書締約国となった発展途上締約国における具体的な適応事業およびプログラムに資金拠出するために、適応基金が設立されるべきこと。
2. 同適応基金は、CDM 事業活動による収益分担金と、その他の資金源から資金拠出されるべきこと。
3. 京都議定書を批准するつもりのある附属書 I 締約国は、CDM 事業活動による収益分担金に対し追加的となる資金拠出を行うよう呼びかけられるということ。
4. 同適応基金は、京都議定書発効前の期間に、COP から指導を受け、COP/MOP の指導のもと、条約の資金メカニズムを運営する機関によって運用・管理されるべきこと。
5. この目的のために必要な手配を行うよう、上記第 4 パラグラフに記載されている機関に呼びかけること。
6. 京都議定書を批准するつもりのある附属書 I 締約国は、年次ベースでこの基金への資金貢献について報告を行うべきこと。
7. 京都議定書が発効し次第、COP/MOP のレビューを受けるべく、年次ベースで上記第 6 パラグラフに記載されている報告書をレビューすること。

解説: この基金は、二種類の資金源がある。一つは各国からの拠出金で、もうひとつは CDM プロジェクトのクレジット CERs の 2% 分を集めたものである(換金は適応基金が行うのであろう)。基金は、その総額が明示されていないが、おそらく(当初は)各国からの拠出金がベースになり、それに追加的な CDM の share of proceeds からの分はかなり小さいと予想される(かなり多めの数字として、Annex I の排出総量年間 40 億炭素トンの 5% を CDM、排出権価格を 30 ドル/炭素トンとすると、 $40 \text{ 億トン/年} \times 5\% \times 30 \text{ ドル/トン} \times 2\% = 1.2 \text{ 億ドル/年}$)。なお、気候変動の適応に対処する基金は、この基金だけでなく、条約側の既存および新規基金も対処することとなる(Pronk 議長の調停案では、適応だけで年間 10 億ドルの約 1/2 となることを目指すとしていた)。なお、この基金も GEF が運用することになる。

2.2. 技術開発および技術移転

COP は以下について合意する。

1. 締約国によって指名される技術移転に関する専門家グループを設立すること。
2. 技術移転に関する専門家グループは、以下の通り、20 名の専門家によって構成されるべきこと。

- (a) 非附属書 I 締約国の各地域(すなわち、アフリカ、アジア太平洋、ラ米・カリブ諸国)から各 3 名,
 - (b) 小島嶼発展途上国から 1 名,
 - (c) 附属書 I 締約国から 7 名,
 - (d) 関連の国際機関から 3 名.
3. 専門家は、温室効果ガス緩和および適応技術、技術評価、情報技術、資源経済、社会開発のいずれかの分野における専門知識を有しているべきこと。
 4. 技術移転に関する専門家グループは、そのメンバーの中から毎年議長と副議長を選出し、一人は附属書 I 締約国メンバーから、もう一人は非附属書 I 締約国メンバーから選出すべきこと。議長と副議長は附属書 I 締約国メンバーと非附属書 I 締約国メンバーの間で毎年交替すべきこと。

解説: この専門家グループは、技術情報やノウハウの移転(行動計画の準備を含む)を推進するにあたっての科学技術的アドバイスを行う。会合は SBSTA に合わせて年 2 回。技術移転に関する資金的サポートは、GEF の既存のルートと、気候変動特別基金が行う(L.10)。

2.3. 気候変動自身および対策による悪影響問題

2.3.1. 条約第 4 条 8 項, 4 条 9 項の実施

気候変動の悪影響

COP は以下について合意する:

1. 同定された活動の実施は、GEF、気候変動特別基金、その他の二国間および多国間資金源によって支援されるべきであること。
2. COP 8 において、保険に関するワークショップの結果をもとに、気候変動の悪影響により生じる発展途上締約国の特別なニーズと懸念を満たすための保険関連活動の実施について検討すること。

解説: いわゆる気候変動に脆弱な国への対処部分(適応措置)。先進国としても理解を示しているが、産油国対象の「対応策実施の影響」(特に補償基金問題)と一括して議論されることが多く、対応に苦慮されていた部分。ここでも、この二つの問題で、文面はほとんど同じとなっている。実際の運用面で、いかに「差」をつけられるかが課題。L.12 には、LDC の脆弱性が強調されている。いくつかの基金に分かれるが、運用はすべて GEF が行う。なお、適応措置は、新たに特別なものというよりも、既存の異常気象現象などへの対応を「強化」というものが主で、堤防のような非常にインフラとしてコストを要するものから、農作物の品種改良、灌漑設備強化など、さまざまなものがありうる(予防原則に基づく)。保険(および再保険)は、新たなアプローチとして注目される(被害の事後対策)。COP 7 前に LDC 向けの適応プログラムのワークショップ、COP 8 の直前に、異常気象関係と、下記の対策の悪影響に関して、保険とリスク評

価に関するワークショップを続いて開催する。COP 9 前には他の国際環境協定との協調行動に関するワークショップ、途上国(産油国)の経済多様化のワークショップが予定されている(L.12)。

対応策実施の影響

COP は以下について合意する:

1. 同定された活動の実施は、GEF、気候変動特別基金、その他の二国間および多国間資金源によって支援されるべきであること。
2. COP 8 において、保険に関するワークショップの結果をもとに、対応策実施の影響により生じる発展途上締約国の特別なニーズと懸念を満たすための保険関連活動の実施について検討すること。

解説: 上記解説参照。

2.3.2. 京都議定書 第 3 条 14 項関連の問題

COP は以下について認識する:

1. 京都議定書第 3 条 1 項の実施による影響を最小化することは、先進国・発展途上国双方に影響を与える開発上の問題である。条約附属書 I 締約国は、これらの行動の結果を十分に考慮することと、その悪影響を防止ないし最小化することをコミットする。このような締約国は、このような行動をコスト効果的な措置として検討する。

COP は、COP/MOP に対し以下を勧告することに合意する:

1. 特に条約第 4 条 8 項および第 4 条 9 項で特定されている発展途上締約国への社会的・環境的・経済的悪影響を最小化するような方法で京都議定書第 3 条 1 項に記載されたコミットメントを実施するために、京都議定書第 7 条 1 項にもとづくガイドラインにのっとり、年次目録報告に対する必要な補完的情報の一環として、京都議定書第 3 条 14 項のもとでいかに努力をしているかに関して情報を提供するよう、COP は条約附属書 I 締約国に対し要請し、また、この点についてこのような目的のために組織されたワークショップで同定された方法論にもとづき、以下の第 3 パラグラフで特定された活動についての情報を含めるよう、これらの締約国にさらに求める。
2. 上記第 1 パラグラフに記載された情報は遵守委員会の促進部門によって検討されるべきであることを決定する。
3. 附属書 II 締約国およびそうすべき立場にあるその他の附属書 I 締約国は、京都議定書第 3 条 14 項コミットメント実施において、以下の活動を優先すべきことについて合意する。
 - (a) 市場の価格と外部性を反映するためのエネルギー価格改正の必要性を考慮して、市場の不備、財政上のインセンティブ、全温室効果ガス排出セクターにおける税控除および助成金の漸進的削減ないし段階的廃止
 - (b) 環境的に不健全で安全でない技術の使用に関する助成金を撤廃すること。
 - (c) 化石燃料の非エネルギー使用における技術開発において協力し、この趣旨における発展途上締約国を支援すること。

- (d) 温室効果ガス排出量の少ない高度な化石燃料技術、および/ないし温室効果ガスを吸収し貯蔵する化石燃料関係技術の開発・普及・移転において協力し、そのより広範な使用を奨励すること。この趣旨における後発発展途上国とその他の非附属書 I 締約国の参加を促進すること。
- (e) 化石燃料関連の上流および下流活動における効率性向上のために、これらの活動における環境効率向上の必要性を考慮して、条約第 4 条 8 項および第 4 条 9 項で特定された発展途上締約国の能力を強化すること。
- (f) 自国経済の多様化において化石燃料の輸出および消費に対する依存度の高い発展途上締約国を支援すること。

解説: この問題は、本質的には条約 4 条 8 項、9 項問題と同一であり、一括して扱われてきたが、今回、米国離脱の件などから、条約側と議定書側の問題として別々に扱われた。遵守委員会(促進部門)がかかわってくるところが、条約側の議論と異なるところであるが、Annex II 国側からの視点では、これらのコミットメントを分けることは困難であろう。このプロセスは継続する。

2.4. 京都メカニズム

原則、性質、範囲 (Principles, Nature and Scope)

COP は以下について合意する:

1. 条約の前文を再確認すること。
2. 京都議定書は、附属書 I 締約国に対していかなる種類の排出についても権利・資格・権限を生じせしめたり、与えたりはしていないことを認識すること。
3. メカニズムの使用において、締約国は条約の第 2 条および第 3 条に盛り込まれた目的および原則と、条約第 4 条第 7 項を手引とすべきこと。
4. 附属書 I 締約国が国家状況にしたがい、条約の究極的目標の達成に向けて努力しながら先進締約国と発展途上締約国との一人当たりの格差を狭めていくような方法で排出量を削減することを狙い目指し、国内行動を実施すべきこと。

解説: これらの点は、インド等の強硬な主張に依るものであるが、特に制約となることはないと思われる。

5. メカニズムの使用は国内行動に対し補完的なものであるべきことと、したがって国内行動は第 3 条第 1 項における数量的排出制限および削減コミットメント(数値目標)達成のために各附属書 I 締約国によってなされる取り組みにおいて重要な要素であるべきこと。

解説: 補完性(supplementarity)に関する点であるが、ハーグ会議あたりから、京都メカニズム利用に関する数量的制限に関する EU の主張(京都メカニズム使用可能量に制限を設定)は、そのトーンが低くなった。これは京都メカニズムのメリットを理解した EU 産業界などの主張に影響されたという側面もあるであろう。今回はあまり交渉のカードとしては機能しなかったようである。

6. 附属書 I 締約国は、京都議定書第 8 条におけるレビューのために、同議定書の第 7 条

にしたがって、運用に関する第 5 パラグラフ関連の情報を提供するよう求められること。

7. そのような情報の提供においては、決定_/CP.6(第 7 条)に盛り込まれているような実証可能な進展についての報告を考慮すべきこと。
8. 遵守委員会の促進部門は、上記の運用に関する第 6, 7 パラグラフに関して、実施上の疑義を取り扱うべきこと。

解説: 補完性(supplementarity)は、数量制限のようなあらわな形をとることはなかったが、よりソフトな形の 報告+審査という形態をとり、遵守委員会(といっても促進部門だが)マターとして検討される。現実には、どの程度国内で努力をしたか、が評価され、京都メカニズム使用量で判断される可能性は低いと予想される。

9. 第 6・12・17 条における 認証排出削減量(CERs), 排出削減単位(ERUs), 割当量単位(AAUs)を附属書 I 締約国の第 3 条 1 コミットメントの達成に使用し、京都議定書附属書 B に記載されている数量排出制限および削減量コミットメントを変更することなく、第 3 条第 10, 11, 12 項に規定されているように加算することができ、排出削減単位(ERUs)および割当量単位(AAUs)のレジストリーに関する規定(決定_/CP.6 割当量計算方法)にのっとり、第 3 条第 10, 11 項に規定されているように差し引くことができるということを、COP/MOP に対し提言すること。

解説: 京都メカニズムの利用によって、Annex I 国の assigned amount の大きさは変わるが、数値目標の数字が変わるわけではない。Assigned amount は、時間によって変わる概念。

10. 京都議定書第 12 条第 8 項に記載されているとおり、気候変動の悪影響に特に脆弱な発展途上締約国が適応コストを賄うのを支援するための収益金分担(share of proceeds)は、CDM 事業活動により発行される認証排出削減量(CERs)の 2%であるべきこと。

解説: 2%は、政治決着による数字で、Pronk 議長の調停案の数字と同じ。この大きさが adaptation fund に及ぼす大きさのイメージは前掲の数字(8 ページ)を参照のこと。この取引コストが CDM 事業の実現性に及ぼす影響は要検討だが、それほど大きくないという研究事例もあり。なお、この 2%分はクレジットの形で天引きされる模様(適応基金が市場で現金化すると考えられる)。

11. 附属書 I 締約国のメカニズム参加資格(eligibility)は、京都議定書第 5 条第 1, 2 項, 第 7 条第 1, 4 項における方法論上および報告上の要件の遵守次第であり、その監督は関連の規定にのっとり遵守委員会の執行部門によって行われるということを、COP/MOP に対し提言する。京都議定書を補完する遵守についての合意を承認した締約国のみが、メカニズムの使用によって発生したクレジットを移転ないし取得する資格があることとする。

解説: この「適格性」要項は非常に重要で、正確なモニタリングや排出権移転のレジストリー制度などの整備のインセンティブを与えるが、同時にロシア等で適格性要件を満たせない場合には、排出権市場の需給関係に大きな影響が出る。遵守部門、議定書 5, 7, 8 条部門との相互作用が出てくる箇所であり、運用上の問題(無矛盾性)が完全に解決されているわけではない。

第 6 条プロジェクト事業 (JI)

COP は以下について合意する:

1. 第 6 条事業活動がホスト締約国の持続可能な開発達成を支援しているかどうかを確認するのは、ホスト締約国の特権であることを確約すること。

解説: この「持続可能性」要件は議定書では CDM 固有のものであるが、ここでは JI に関しても述べられている。ただ、JI プロジェクト実施において持続可能性要件をホスト国「政府」がチェックしなければならないかどうかは、これだけでは不鮮明である。

2. 附属書 I 締約国が第 3 条 1 項のコミットメント(数値目標)達成に原子力発電所施設により発生した排出削減単位を使用することを差し控えるべきことを認識する。

解説: 原子力の事実上の利用不可能条項は、CANDU を輸出したいカナダなどの懸念条項であるが、原子力による IPP などが考えにくい日本にとっては、直接的な得失は少ない(国内立地への間接影響は懸念される点であろう)。もっとも、原子力プロジェクトを行い、それによる排出削減分相当分を排出権取引で獲得するような契約を結ぶことは可能であるため、現実に影響力を持つかどうかは疑問である。

3. COP/MOP に対し、第 6 条事業活動により発生した排出削減単位(ERUs)の検証などを監督するために監督委員会(supervisory committee)を設置するよう勧告する。

解説: JI に関しては、2-トラック・アプローチがとられる。正確な排出量モニタリング国内制度などを有する国は、supervisory committee を通さず ERUs を発生・移転させることができるが(ERUs はホスト国の AAUs に他ならない)、不正確な制度しか持たない国は、CDM 同様の厳しいプロセスを経る。このことは、この文面からは読みとれないが、それ以降の交渉でほぼその方向で合意される様子である。

第 12 条 (CDM)

COP は以下について合意する:

1. CDM 事業がホスト締約国の持続可能な開発達成を支援しているかどうかを確認するのは、ホスト締約国の特権であることを確約する。

解説: ホスト国「政府」の判断が入るため、その国独自の CDM オフィスのようなものができる可能性が高い。プロジェクト事業としてどの程度の書類を必要とするかはこれだけでは不明であるが、そのノウハウもビジネス上のノウハウとなる。

2. 附属書 I 締約国が第 3 条 1 項のコミットメント(数値目標)達成に原子力発電所施設により発生した認証排出削減量を使用することを差し控えるべきことを認識する。

解説: JI の同種の項を参照。

3. 附属書 I 締約国による CDM 事業への公的資金拠出が ODA の流用(diversion)となつてはならず、附属書 I 締約国の資金的義務とは切り離して、資金的義務の方に勘定されることがあってはならないことを強調すること。

解説: ODA を使えないとは書いていないが、使うにあたってはそれなりの理由説明の論理が必要となる。クレジット獲得以外の用途(キャパシティービルディング等)の場合は問題は少ないだろう。ODA 以外の公的資金である OOF に関しては言及はないが、規

制対象である締約国自身の資金で行うことが拒否されることは論理的におかしいため、OOF(たとえば Green Aid Plan)で CDM を行うことに問題は発生しないと考えられる(OA と実質上同じものでも OA と称さなければかまわないとも解釈もできる)。プロジェクトの地域バランスの問題は途上国の大きな懸念であるため、公的資金(OA 以外も含む)の活用方法は、(CDM 理事会の)これからの大きな課題である。

4. CDM の即時開始(prompt start)を促進し、COP 7 において理事会(executive board)メンバーを COP が選出することを目して、COP 7 に先立ち理事会メンバーを推挙するよう呼びかける。

解説: 詳細ルールが決まっていない段階で COP 7 において理事会を立ち上げることが可能かどうかという問題は残るが(前述脚注 4)、政治的モーメンタムなどを考えると、その可能性は高いと考えられる。

5. 理事会は、以下のとおり、京都議定書締約国から 10 名のメンバーで構成されるべき。
 - (a) COP 理事会における現在の慣行を考慮し、5 つの国連地域グループ⁶それぞれから 1 名ずつ、その他に附属書 I 締約国から 2 名と非附属書 I 締約国から 2 名、小島嶼発展途上国から 1 名。

解説: 日本が議席を獲得するためには、すぐにでも関係各国間で協議しなければならない。アジア枠(1)は難しいであろうから、Annex I 国枠(2)からだろう(経済移行国を含めた Annex I からはおそらく全部で 4 名)。多くの国が集う EU があるため、決して簡単ではない。米国も条約の締約国であるため「原理的には」当初(議定書発行前)の参加は可能であるが、おそらく参加の意志は見せないであろう。

6. 理事会は COP 8 において、以下の小規模 CDM 事業活動につき簡便化した方法と手順を開発し、COP に対し提言しなければならない：
 - (a) 最大発電容量 15 MW 相当までの再生可能エネルギー・プロジェクト活動(あるいはそれに代わる 15 MW に相当する適切なもの)。
 - (b) 供給および/ないし需要サイドにおいて、年間最大 15 GWh 相当までのエネルギー消費削減となるエネルギー効率改善事業活動、あるいは
 - (c) 排出源による人為的排出量を削減し、また直接排出量が年間二酸化炭素換算で 15 キロトン未満となるその他の事業活動。

解説: 小規模プロジェクトに取引コストの少なく済む特惠措置を設けることは広く締約国の支持があった。ただ、その対象は「排出削減」に限られていて、小規模植林事業は対象とならない(詳細ルールで他の活動が認められるかどうかは不明、バイオマスのエネルギー利用は可能)。(a)と(b)を同等とすると、(a)の稼働率は 11%程度となるが、(b)が電力かどうかは明示されていない。再生可能エネルギー発電では、小規模水力、バイオマス発電などが稼働率が高いため相対的に有利となる。これらは or でつながっているため、プロジェクト申請者は、各自もっとも都合のよい指標を選ぶこととなる。この作業は、COP 7 で理事会が立ち上がったから 1 年間で終わる。

⁶ アフリカ、ラテンアメリカ、アジア、ロシア・中東欧、WEOG(西欧とその他グループ)。日本は WEOG ではなく、アジア・グループに属する。

7. 理事会に対し、上記第 6(c)パラグラフに述べられている小規模事業活動の簡便化された方法・手順と定義をレビューし、必要であれば、COP/MOP に適切な助言を行うよう呼びかけること。

解説: (c)に限定されている真意としては、おそらくプロジェクトのタイプが限定されていないとすることであろうが、(a)、(b)に関しても同様のプロセスは必要と考えられる。いずれにせよ、小規模プロジェクトに関して、その対象は徐々に増え、ベースライン設定その他に関して簡便法が設定される。これらのプロジェクトは、当該プロジェクトの全部が CDM となるものであろう。それに対し、一般の CDM プロジェクトは、underlying プロジェクトに追加的な部分として CDM 部分が設定される場合が多くなると予想される。

8. 植林(Afforestation)および再植林(reforestation)事業は、第 1 コミットメント期の CDM において唯一の適格な土地利用・土地利用変化および林業(LULUCF)事業であるべきこと。このような事業の実施は、(土地利用・土地利用変化および林業に関する)以下のセクション第 1 パラグラフに記載されている原則と、COP 8 での決定のために SBSTA によって開発される定義と方法を手引きとすべきこと。扱われるべき方法には、非永続性、追加性、リーケージ、規模、不確実性、社会経済的および環境的影響(生物多様性および天然生態系への影響を含む)が含まれるべきこと(規模の制限に関しては、LULUCF に関するセクションを参照のこと)。

解説: 米国 AIJ プログラム USJIJ で多数用いられてきた森林管理型プロジェクトは、(少なくとも第 1 コミットメント期には)認められないこととなった。なお、LULUCF による CDM クレジットを加算できる量は、基準年排出量の 1%に限定されるが、この運用面の扱い方はここでは不明(バンキングは可能と読める)。JI に関してはこの制約は異なった形となる(LULUCF のセクション参照)。

9. 将来のコミットメント期間の CDM における土地利用・土地利用変化および林業事業の取扱は、第 2 コミットメント期に関する交渉の一環として決定されるべきこと。

解説: 交渉は 2005 年までに開始され、第 1 コミットメント期が始まるまでに終了する。関連事項として、後述の脚注 7 も参考のこと。

第 17 条 (排出権取引)

COP は以下について合意する:

1. 附属書 I 締約国各国は、その国別レジストリーの中に、京都議定書第 3 条第 7, 8 項にのっとって計算された締約国割当量の 90%を下回らない量、あるいは直近にレビューを受けた目録値(インベントリー)の 5 倍の 100%、このうちどちらか低い方のコミットメント期間準備量(commitment period reserve)を保有すべきであるということ、COP/MOP に対し提言する。

解説: これは、「内部留保」をとっておくことによる「売りすぎ防止策」であり、前者は排出量がオーバー気味の国、後者はホットエアーを有する経済移行国対象と考えられる。Supplementarity とは異なり、購入は自由であるが、ある一定量以上の(現物の)販売はできない(デリバティブ取引は自由)。日本などの場合、(実質上の問題は少ないであろうが)国内制度として(民間部門の参加に伴って)どのようにすれば矛盾のない形で制度設計できるかは、技術的な面で難しい点が残る。本来の懸念対象である口

シア等の経済移行国の場合、固定値でなく変動値をベースにするための難しさも残る。なお本来、排出権取引部分に関してのみ、COP/MOPではなくCOPで決めることができるが、ここではCOP/MOPに送るという形をとり、その他の部分と歩調を合わせている。

2.5. 土地利用・土地利用変化および林業 (LULUCF)

1. COP は、以下の原則が土地利用・土地利用変化および林業(LULUCF)活動の取り扱いを司ることを断言する:

- (a) これらの活動の扱いは健全な科学をベースとすること。
- (b) これらの活動の推計と報告のため、長期間中一貫した方法論を使用すること。
- (c) 京都議定書の第3条第1項にうたわれている目的は、LULUCF活動の計上によって変更されてはならないこと。
- (d) ただ存在するだけの炭素ストックは計上から除外すること。
- (e) LULUCF活動の実施は、生物多様性の保全と天然資源の持続可能な使用に役立つということ。
- (f) LULUCFの計上は、将来のコミットメント期間へのコミットメントの移転を意味するものではないこと。
- (g) LULUCF活動による吸収量の反転は、適切な時点で計上されるべきこと。
- (h) (a)産業革命レベル以降 CO₂濃度が上昇したこと、(b)間接的な窒素沈着堆積、(c)基準年以前の活動および慣行による樹齢構成の動的効果、による吸収は計上から除外すること。

解説: 環境十全性を確保しようとした規定である。(b), (c), (d), (e), (f), (h) は、どれも当然と言えるものであるが((d)のようになぜこの文がわざわざ必要かどうか疑問が残るアイテムもあるが)、方法論の確立を必要とする(IPCC Inventory Program の Good Practice Guidance の LULUCF 版⁷による)。(g)は樹木の生長に伴う CO₂ 吸収がその樹木の伐採によって一気に放出される(とカウントする)場合の取り扱い方法の確立の必要性を指摘している。

COP は以下について合意する:

2. 「森林」の定義についてと、第3条3項実施のための「植林(afforestation)」、「再植林(reforestation)」、「森林減少(deforestation)」活動の定義について。これらの活動は、土地利用変化ベースに定義されるべきこと。

解説: 森林の定義は、樹冠率、面積、樹高に依存し、各国が(一定の範囲内で)独自の数字を選択できるようになる模様。この選択方法によって、ARD活動の「範囲」が規定され

⁷ L.11/rev.1によると、IPCCのLULUCF部分のインベントリー・ガイダンスおよびvegetation関連定義は、COP9で採択を行うことができるように、人為的活動の間接影響からの分離の方法論や基準年以前の活動の効果分離の方法論はCOP10で採択を行うことができるように、COPからIPCCに要請されることとなる模様である。Harvested wood productsの扱いは、将来のCOPマターとして残される。

るため(ARD 活動は「森林」にしか適用されない), センシティブなものとなる。植林と再植林との違いは, (常に対になって現れるため)問題とはならないと考えられる。

3. 1990 年以降の植林および再植林を行ったあとに, 第 1 コミットメント期において収穫することによるマイナスのクレジット(デビット)は, 当該単位の土地で発生するプラス分よりも大きくなってはならないこと。

解説: 本来, 議定書第 3 条 3 項は, 1990 年以降の ARD 活動のうち, 第 1 コミットメント期間中のカーボンストックの変化のみをカウントするというものであるが, 1990 年以降の努力の蓄積を一回の伐採でマイナスにカウントすることは, 議定書の精神に反すると言ふことであろうか。ただし, もちろん森林減少はこの対象ではなく, $\Sigma [A+R+D]$ でもない(D はマイナス)。⁸ 1.(d)同様, 意味が明確でない。

4. 「森林管理(forest management)」, 「耕作地管理(cropland management)」, 「牧草地管理(grazing land management)」, 「植生再生(revegetation)」は, 京都議定書の第 3 条 4 項において適格な土地利用・土地利用変化および林業活動である。締約国は, 第 1 コミットメント期におけるこれらの活動のいずれかあるいは全てを適用することを選んで良い。締約国は第 1 コミットメント期の開始に先だって, 適格な活動の選択を決定すべきこと。

解説: もっとも政治的な色彩の濃く, かつ技術的に難解であった 3 条 4 項は, 85%のディスカウントや, 3-tiered アプローチといった複雑で作為的なものから, 見かけ上はシンプルなものとなった(下記の Appendix Z に複雑なもの押し込めたとすることもできる)。選択の柔軟性ができたことで, 各国は自国に有利な部分を選ぶことができる。

5. 第 1 次コミットメント期間中, 上記第 4 パラグラフに述べられた活動のいずれかあるいは全てを選択した締約国は, そのような活動が 1990 年以降行われたとものであり人為的なものであることを実証すべきこと。このような活動では, 第 3 条 3 項で定められているような植林, 再植林, 森林減少による排出量および吸収量は考慮すべきではない。

解説: すべての LULUCF 活動が認められるわけではなく, 「1990 年以降の人為的活動」に限られることに注意。ただこの場合でも, 自然林を伐採から保護した... という活動がどちらに含まれるか... など, 曖昧な点が残ると想像される。

6. 以下の計算規則が第 1 コミットメント期間中に適用可能であるということ。これらは, 序文の中の指針的原則を実践的に実施することを目的としている。

- (a) 農業活動(耕作地管理, 放牧地管理, 植生再生)についてはネット-ネット計上を適用のこと(コミットメント期間中の正味排出量ないし除去量から基準年の正味除

⁸ IGES の田辺氏の解釈では以下のようなものである:

クレジット, デビットを単に物理的な炭素ストックの増減量と認識すると(本来はやや異なるはずであるが),

Harvesting は, 定義上, Deforestation とは異なるので, Harvesting に伴う炭素ストックの減少(=debit)は 3 条 3 項の枠からは外れることになり, assigned amount からの差し引かなくてもよいことになる(ただし, 3 条 4 項の活動として森林管理を選択した場合はそちらで考慮されることになる)。これを逆手にとってうまくやると, assigned amount には 1990 年以降に行った AR による増加分だけを加えて, 期間中の Harvesting による減少分は差し引かない, ということができる。結果として, 第 1 コミットメント期に全体として炭素ストックが減少しているのに assigned amount は増加する, ということが起こり得る。パラグラフ 3 は, この抜け穴をふさぐとするものだ, と解釈すると, すっきりする。この抜け穴は, Landbase I のアカウンティング方法採用を義務付けることによっても防ぐことができるが, そういう記述はないようなので, このパラグラフが必要になったのではなからうか。

去量の 5 倍を引いて 5 をかける)

- (b) 森林管理につき、1990 年以降の管理森林における炭素ストック量変化の総和が第 3 条 3 項のマイナスに等しいあるいはこの第 3 条 3 項のマイナスより大きい場合は、第 3 条 3 項マイナス計上のレベルまで計上すること(各締約国ごとに年間最大 8.2 Mton まで; 割引なし)。
- (c) 上記サブパラグラフ(b)に記載された第 3 条 3 マイナス分の補償を適用した後の第 3 条 4 項における森林管理によって生じる、そして第 6 条のもとで行われる森林管理によって生じる締約国割当量へのプラス・マイナスは、本決定の Appendix Z に記載されている数値を上回ってはならないこと。

解説: 第 2 コミットメント期に関しては、変更もあり得るとも読めるが、むしろ技術的要件として客観性を保つためのものと解釈すべきであろう。(a)のネット-ネット計上は無矛盾性(パラ 1.(b)参照)を保つため当然である。⁹ ちなみに、議定書 3 条 3 項をグロス-ネットと読む人が多いが、これは「カウントしない」-ネットと読むべきである(1990 年 1 年分の吸収・排出量がカウントされないため)。(b)は、森林を土地利用変化ベースの定義を採用することの不公平性を緩和するために導入。ただし、年間 8.2 Mt-C の上限は、ロシアの懸念するところとなっていて、マラケシュに持ち越されている。(c)は、各国の「こだわり」を吸収するため、各国ごとに個別に定義した上限値の Appendix Z の表であるが(一応脚注に考え方は記載されているが、実際は表の数字だけが意味を持つ)、森林管理に限定されているため、カナダのような農業活動を大きく見込める国への制約はかかっていない。日本は、ここで 3.8%程度まで認められることになっているが(3 条 3 項はややマイナス)、そのためには予定されている活動をすべて実施する(とれたのではなく、ルール上とれることになったということ。これから 3 条 4 項関連でどれだけ対策が実施できるかが問題。エネルギー関連と同じこと)と同時に、アカウンティングの方法論の問題をクリアしなければならない(これは、政府(特に林野庁と環境省)の今後の課題)。ロシアはこの数字に関しても留保を求めている。また、森林管理の II も対象に含まれている(他の活動は対象外なので、豪州での植林は制約なし。国内で森林管理が進まなかった場合は他の Annex I で行うことも可能)。

- 7. 第 12 条における LULUCF 活動の適格性は植林と再植林に限定されること。

解説: これは前述。

- 8. 第 1 コミットメント期において、第 12 条における適格な LULUCF 活動によって締約国の割当量にプラス・マイナスされる総量は、当該締約国の基準年排出量の 1%かける 5 を上回ってはならない。

解説: CDM の箇所では説明済み。ただ、ここでマイナス部分が記載されていることに意味があるかどうかは不明。もし意味があるとすれば、予想外に CDM プロジェクトの排出量がベースライン排出量より多くなった場合、クレジットを「支払わなければならない」状態が発生することを容認するということの意味する。

- 9. 第 1 コミットメント期における CDM に関して、非永続性、追加性、リーケージ、不確実

⁹ 「農業活動」における排出分をどのセクターで扱うべきか(LUCF とみなすか否か)? という疑問に明確に答えるという意味がある。すなわち、どのセクターに関しても、ネット-ネット計上を行うということであろう。

性、生物多様性や天然生態系への影響など社会経済的・環境的影響の問題を考慮し、第2パラグラフとSBSTAの合意する委託事項の原則を手引として、そのCOP7でこれらの定義と方法について決定を採択し、COP/MOP1に提出するために、SBSTAに対し植林・再植林事業を含めるための定義と方法を開発するよう要請すること。

Appendix Z

(単位: Mt-C/年)

オーストラリア	0.00
オーストリア	0.63
ベルギー	0.03
ブルガリア	0.37
カナダ	12.00
チェコ共和国	0.32
デンマーク	0.05
エストニア	0.10
フィンランド	0.16
フランス	0.88
ドイツ	1.24
ギリシア	0.09
ハンガリー	0.29
アイスランド	0.00
アイルランド	0.05
イタリア	0.18
日本	13.00
ラトビア	0.34
リヒテンシュタイン	0.01
リトアニア	0.28
ルクセンブルグ	0.01
モナコ	0.00
オランダ	0.01
ニュージーランド	0.20
ノルウェー	0.40
ポーランド	0.82
ポルトガル	0.22
ルーマニア	1.10

ロシア連邦	17.63
スロバキア	0.50
スロベニア	0.36
スペイン	0.67
スウェーデン	0.58
スイス	0.50
ウクライナ	1.11
イギリス	0.37
アメリカ合衆国	

L.7には、米国は表作成の交渉に参加せずとして、名前だけの記載で数字は空欄であった。

L.11/Rev.1 (LULUCF に関する未決議交渉文書)には、米国の名前は消え、ベラルーシとクロアチアの名前が入っている(情報を通報していないので数字は空欄)。

ロシア(情報を未提出)は、前掲の8.2 Mt-C/年(3条3項上限)と、Appendix Zのロシアの17.63 Mt-C/年(3条4項森林管理上限)の数字を最終的なものとして認めていない。

2.6. 京都議定書の遵守に関する手続きとメカニズム

COP は以下について合意する:

1. 遵守を促進し、不遵守の可能性に対して早期警告を行うことを目的として、促進部門は以下についての遵守のための助言と援助を行う責任を有すること。
 - (a) 当該コミットメント期間の開始前と当該コミットメント期間中の数量排出コミットメント(第3条1項; 数値目標)。
 - (b) 第1コミットメント期開始前の方法論上および報告上の要件(第5条1項, 第5条2項, 第7条1項, 第7条4項)。

解説: 京都議定書は、政策措置などの「努力方法」を指定するのではなく、「数値目標+モニタリング+審査」といった「結果」を重視する協定である。その重要な部分が、遵守委員会の促進部門となっており、これが有効に機能できるかどうか、京都議定書が実効的な協定となるかどうかという点で重要である(例: 国内政策を主として行うという補完性要件のチェック)。特に、京都メカニズムの適格性を経済移行国が満たせるようにする機能は、重要なものとなる。

2. 執行部門によって適用される不遵守の帰結は、環境十全性を保証するための不遵守の回復を目的とすべきであり、遵守のためのインセンティブとなるべきである。このような帰結は以下の通りとされるべきこと:
 - (a) 第1コミットメント期については控除(deduction)率1.3。
 - (b) その後のコミットメント期間については、今後の改正で割引率が決められる。
 - (c) 遵守行動計画の作成。

- レビューと査定のために執行部門に提出されること.
- 以降のコミットメント期の数量排出コミットメント(数値目標)に対する遵守のための行動を規定すること.
- 国内の政策・措置を優先すること.

(d) 第 17 条にもとづく移転資格の一時停止.

解説: 「法的拘束性」に関する国際法の議論以外に、その内容は斬新なものとなっている。すなわち、30%の利息付(年率 5%強)であるが実質的な borrowing 可能性、執行部門でも遵守促進的性格を持たせた遵守行動計画、そして排出権販売一時禁止(購入は可能)。罰金のような性格のものは入っていない。なお、これは締約国に対するものであり、民間の企業はあくまでその企業を管轄する国の国内規制に縛られることは、言うまでもない。

3. 執行部門は、附属書 I 締約国が以下を遵守していないかどうかを判断する責任を有すること.

- (a) 数量排出コミットメント(第 3 条 1 項; 数値目標).
- (b) 方法論上および報告上の要件(第 5 条 1 項, 2 項, 第 7 条 1 項, 4 項).
- (c) 第 6, 12, 17 条にもとづく適格性要件.

解説: 重要なことは、この判断を行う必要がない状態をつくることにある(その意味で促進部門の役割は重要)。課題として挙げられるのが、不遵守であることが判明し、それに対応するまでの時間であろう。インベントリーや CDM クレジットが発行されるまでの時間、足りないことが正式に判明するまでの時間、不遵守の帰結を実施する時間などを合わせると(アピールを含めるとさらに時間がかかる)、次のコミットメント期の半分以上過ぎてしまい、プロセスが現実的でなくなる可能性がある。「自動的な」プロセスとすることで、各国の特殊事情を考慮する(時間がかかる)ことを排除した制度となるであろうが、詳細はさらに詰める必要がある。

4. 締約国が正当な手続きを否定されたと考える場合には、第 3 条 1 項に関する執行部門の最終決定に対して COP/MOP への上訴(アピール)手続きがあるべきこと。執行部門の決定をくつがえすには、最低 3/4 の多数決が必要である。

解説: 上述のように、この制度が実施されれば、非常に時間を要することが懸念される。

5.

- (a) 正当な手続き(due process)の原則と、共通だが差異のある責任と個々の能力の原則が、遵守システムの設計に反映されるべきこと.
- (b) 条約第 3 条に記載されている原則が、前文にうたわれるべきこと.
- (c) 共通だが差異のある責任と個々の能力の原則が、促進部門の権限に反映されるべきこと.

解説: 経済移行国に配慮した条項と思われる。ロシアやウクライナが、いかにすみやかに適正なモニタリング等の国内制度をつくることを支援できるかが重要。

6. 執行部門と促進部門の構成はそれぞれ以下の通り:

- (a) 条約ビューローの現行の慣行に反映されるとおり利害グループを考慮に入れて、国連の5つの地域グループそれぞれから1名ずつと、小島嶼発展途上国から1名。
- (b) 附属書 I 締約国から2名。
- (c) 非附属書 I 締約国から2名。

解説: これはその他の新組織の構成と同じ。Annex I から4名、非 Annex I から6名が標準。規制される対象は Annex I であるが、その遵守を検討する委員会構成は非 Annex I の方が多くなる(既存の条約のプロセスの詳細審査においても、チームには必ず途上国や経済移行国の人が入ることになっている)。

7. 遵守委員会はコンセンサスで決定を行うべきこと。それがかなわない場合は、最低 3/4 の多数決が必要である。また、執行部門による決定には、附属書 I 締約国メンバーの過半数と非附属書 I 締約国メンバーの過半数が必要である。

解説: 上記の懸念に対応し、ダブル・マジョリティー・ルールが執行部門には採用されている。

8

- (a) 上に規定されている通り遵守に関する手続きとメカニズムを COP 6 で採択すること。
- (b) 京都議定書第 18 条における遵守に関する手続きとメカニズムについて、COP/MOP 1 で採択されるよう勧告する。

解説: (a)の採択は COP 7 に持ち越しになった。(b)は、「拘束力」の法的解釈に基づくものであるが、18 条に記載するのであれば、議定書に記載されているように COP/MOP 1 で採択が必要である。問題は、(a)では“as specified above”という表現が入っているのに (b)にはそれが存在しないことで、新たな手続きなどが導入される「含み」を残した表現ともとれる(日本政府はその解釈をとっていない)。

3. ボン会合サイドイベントからの所感

COP は、気候変動関連で活動している企業や研究機関の格好の発表の機会である。ただし、ボン会合に関しては、サイドイベント開催可能性に関して、その発表が間近であったことなどから、かなり発表の数は制限されたものであった。

その中で、印象に残ったのは、ファイナンシャル・セクター企業の積極的な行動である。指数関数的に増えてきている気候災害のダメージが、保険・再保険会社にとって脅威となっている以外に、機関投資家としての側面が新鮮であった。すなわち、再生可能エネルギー等をはじめ、気候への対応をしている企業の投資先としての魅力が、かなり強調されていた。

その一方で、まだまだビジネスの主流が、この気候の世界に入ってきていないという感じも受けた。プロジェクトファイナンス等の「技術」を駆使したビジネスのダイナミズムが押し寄せ

て来るには、まだ少しリスクが大きく、逆に言えば、いまこの世界で先鞭を付けておけば、将来、大きく他社をリードできる可能性を秘めていると言えよう。その意味で、Bonn Agreement は、政策サイドからの大きなシグナルであったと言える。

その他、日本にも系列の監査法人が多く存在する認証会社の動きが目立った。ISO 等で経験を持つ企業が、CDM 等の検証・認証のためのノウハウを着実に蓄積してきており、いつでも Operational Entity として入っていける体制をつくっているようであった。

研究機関としては、欧州の新たな研究者ネットワーク Climate Strategies(事務局：インペリアル・カレッジ、ロンドン)の発表が、ブッシュ問題を採り上げたものとして、注目された。私自身関わっていたためその実状を知っているが、(ブッシュ政権後も視野に入れた場合)米国の対応が不透明な中、今後の可能性やあり方を探るという意味で、研究者の戦略的研究ネットワークは、重要なアウトプットを出すことが期待される。

以上



(註)ここで用いた写真は、すべて IISD のライブラリーからのものです <<http://www.iisd.ca/linkages/climate/cop6bis/>>.